

平成31年（2019年）3月定例議会本会議（3月27日）

F M戦略プラン審査特別委員長最終審査報告

ただいま議題となりました、FM戦略プラン審査特別委員会における審査の経過と結果の最終報告を申し上げます。

本委員会は平成30年2月16日の本会議において設置され、延べ10回の会議を開き、審査を進めてまいりました。

平成31年度から11年間を計画期間とした公共施設の更新・再編のための計画であるFM戦略プラン策定の検討に当たり、平成27年に策定された個別施設の面積削減に重きを置いた施設配置適正化計画を根本から見直し、まちづくりの考え方を踏まえた上で、公共施設の将来のあり方が示されるよう、その策定の方向性について、多角的、総合的に審査してまいりました。

まず、今までの審査における主な質疑を申し上げますと、立地適正化計画がFM戦略プラン策定スケジュールに与える影響の有無、同プランの基本方針に市民と行政がともに問題意識を共有し将来像を描く考え方を明記する必要性、必要な施設を維持していくための財源確保に向けた具体的な方向性を示す必要性、学校・病院・市営

住宅等の施設種別ごとに定める更新計画策定において同プランに基づき全庁的に連携を図る必要性、施設複合化の検討において現状の使用方法に捉われずさまざまな使用方法を想定する必要性、施設維持管理における現状分析を行う重要性、更新費用縮減に向けた目標設定のあり方、施設維持管理費縮減方法として施設全体の包括的管理導入を検討する必要性、未利用施設・用地を貸し出す考え方を新たに打ち出したことによる財政基本計画への影響の有無、防災拠点としている土地を売却するに当たり地域との意見調整を図る必要性、同プランと公共施設等総合管理計画を初めとした他計画との関係性、ファシリティマネジメントにおける既存施設の利用ルール等のソフト面を見直すことの重要性、利用率の低い施設の廃止検討において当該施設が持つ固有機能を勘案する必要性、現状の課題に対し市民が当事者意識を持てるような工夫の必要性、同プランに付随する各種データをオンライン上で閲覧可能とする必要性、未利用施設・用地の売却において将来のまちづくりのための行政財産確保の視点を踏まえ全庁的に検討する必要性、多くの市民理解を得るために同プランの要点をまとめた概要版を作成する必要性についてであります。

これらの質疑をもとに、3月4日の委員会において、調整を行っ

た結果、本委員会として最終報告をまとめ、以下の意見を申し上げ、付議事件に対する審査を終了することと決定しました。

これまで本市は、人口の増加などに応じて多くの公共施設を整備してきた。これら公共施設の多くが建築後30年以上経過しており、今後、老朽化に伴う建てかえや改修などに多額の費用が必要である。しかしながら、人口減少や少子高齢化に伴い、税収の増加が見込めず、一方社会保障費などの歳出は増加しており、公共施設更新における将来負担の大きさが課題となっている。このまま何も対策を講じなければ、建てかえはもとより、改修をしながら維持することさえ困難となることが予想される。

そのため、本市は、建築物を長寿命化するなど、現在あるストックを有効に活用、そして効率的に運用し、施設に係るコストを低減させていく必要がある。また、公共施設を「ハコ」として捉えるだけではなく、施設の「機能」という視点に着目し、これが、社会状況に応じた市民ニーズに即しているか、サービスの量は適正であるかなど、これらを整理することが求められる。そして、本市の特性を生かしたまちづくりの考え方を踏まえた上で、柔軟な発想で施設

を集約・複合化するなどして、必要な機能を備えた施設を整備することで、市民の利便性を高め、無駄のない公共サービスを提供しなければならない。

よって、FM戦略プランの策定及び同プランに基づく事業の実施に当たっては、本委員会からの提言として、次の事項に留意されたい。

- 1 同プラン策定の趣旨について、多くの市民理解が得られるよう、同プランの内容・表記はわかりやすく親しみやすいものとするよう努められたい。
- 2 施設面積縮減に向けて公共施設を集約・複合化する際は、機能を充実させることで、市民サービスの量と質を確保されたい。
- 3 新たな施設建設に当たっては、ライフサイクルコストを踏まえ、多様な目的・機能に対応できるよう、建てかえ・改修のしやすさに配慮した建築、設備計画とするよう努められたい。
- 4 施設の運用に当たっては、現状の行政目的としている機能にとらわれず、多様な市民ニーズに対応できるよう努められたい。
- 5 民間や近隣自治体の施設整備状況も踏まえ、公民連携はもとより、他自治体との公公連携など広域的視点も考慮しながら、施

設配置・機能分担を柔軟に検討されたい。

- 6 売却・貸し出しの見込みがない未利用施設の資産活用については、民間事業者の提案を取り入れ、活用するよう努められたい。
- 7 施設の利用状況を鑑み、適正な施設使用料の基準を設定し、公平性を確保した受益者負担を図られたい。
- 8 施設の空きスペースの活用やリノベーション等も含めた、同プランの考え方を反映したモデルとなる事業に速やかに取り組むよう努められたい。
- 9 施設維持管理については、速やかに老朽化等の状況を把握されたい。また、維持管理に関する委託業務の包括的契約も含め、効率的な管理と経費削減に努められたい。
- 10 同プランと、公共施設等総合管理計画や施設ごとの個別計画を含めた各種計画との整合性を図られたい。
- 11 本市における施設面積の多くを占める小中学校は、教育的視点はもとより地域コミュニティの拠点としての機能も踏まえ、適正規模・適正配置となるよう検討されたい。
- 12 同プランに基づき、施設ごとに具体的な取り組みを進めるに当たっては、多様な市民の意見を反映するために、その声を聴く

場を設け、市民協働の視点で実施されたい。

13 同プランの推進に当たっては、将来のまちづくりを踏まえ、総合的・政策的な判断ができる部署を筆頭に、部局間の連携を進められたい。また、市の業務遂行体制もファシリティマネジメントの一つと捉え、社会状況の変化に伴い生じる新たな市民ニーズに対応できる効率的・効果的な業務遂行のあり方を検討されたい。

14 同プランの進捗管理に当たっては、外部有識者等の第三者の視点を取り入れるとともに、適時適切な情報公開に努められたい。

なお、本報告に当たって、日本共産党から、施設利用における受益者負担については、現時点で同負担の考え方が多くの市民に浸透していなく、そのあり方に関し、さらなる検討の必要がある旨の少数意見があったことを申し添えます。

以上で報告を終わります。